

長崎県肝炎医療コーディネーターの養成及び活用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長崎県肝炎医療コーディネーターを養成し、住民への肝炎医療に関する普及啓発、患者やその家族への情報提供などの支援に活用することにより、肝硬変や肝がんへの移行を予防することなど、長崎県の肝炎対策を推進することを目的とする。

(基本的な役割)

第2条

- 1 長崎県肝炎医療コーディネーターは、第5条第1項の規定による認定を受けて、肝炎ウイルスの感染者及び肝炎患者（ウイルス性肝炎から進行した肝硬変又は肝がんの患者を含む。以下「肝炎患者等」という。）が適切な肝炎医療や支援を受けられるように、医療機関、行政機関その他の地域や職域の関係者間の橋渡しを行い、肝炎ウイルス検査の受検、検査陽性者の早期の受診、肝炎患者等の継続的な受療が促進され、行政機関や医療機関によるフォローアップが円滑に行われるようにすることを基本的な役割とする。
- 2 長崎県肝炎医療コーディネーターは、前項に規定する基本的な役割を果たすため、相互に連携し、補完し合うものとする。

(活動内容)

第3条 長崎県肝炎医療コーディネーターの主な活動内容は、長崎県肝炎医療コーディネーターが配置される次に掲げる機関に応じて、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 肝疾患診療連携拠点病院、専門医療機関その他の医療機関及び検診機関
 - ア 肝炎の検査や治療に関する情報提供及び相談助言
 - イ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内
 - ウ 市民公開講座、肝臓病教室、患者サロン等への参加
 - エ アからウまでのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動
- (2) 保健所又は市町の肝炎対策担当部署
 - ア 肝炎対策に関する情報提供及び普及啓発
 - イ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内
 - ウ 肝炎ウイルス検査の受検勧奨及び肝炎患者等への受診勧奨
 - エ アからウまでのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動
- (3) 民間企業、医療保険者等の職域機関
 - ア 事業主、人事管理部門、従業員の普及啓発

イ 職域の健康診断等における肝炎ウイルス検査の受検案内

ウ 肝炎患者等が治療を受けながら仕事を続けるための職場環境の整備

エ アからウまでのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(4) (1) から (3) までの機関以外の機関

ア 肝炎ウイルス検査の受検や肝炎患者等への理解の促進のための住民等の普及啓発

イ アのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(配置)

第4条

- 1 長崎県肝炎医療コーディネーターは、肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患に関する専門医療機関等の医療機関及び検診機関、保健所及び市町村の肝炎対策担当部署、薬局、障害福祉サービス及び介護サービスの事業所、民間の企業や団体、医療保険者、肝炎患者の団体等に配置するものとする。
- 2 県は、肝疾患診療連携拠点病院、県内の全ての肝疾患に関する専門医療機関及び検診機関、並びに保健所及び市町村の肝炎対策担当部署に長崎県肝炎医療コーディネーターが配置されるように、これらの機関の協力を得て、次条の規定による長崎県肝炎医療コーディネーターの養成及び認定を行うものとする。
- 3 県は、長崎県肝炎医療コーディネーターが配置されている機関の一覧を作成し、公表するものとする。
- 4 県は、長崎県肝炎医療コーディネーターに対し、長崎県肝炎医療コーディネーター活動状況報告書（様式1）により、その活動状況の報告を求めるものとする。

(養成及び認定)

第5条

- 1 長崎県福祉保健部長及び長崎県肝疾患相談支援センター長は、次に掲げる要件を全て満たす者を長崎県肝炎医療コーディネーターとして認定するものとする。
 - (1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の保健医療関係者又は、保健師等の保健所若しくは市町で肝炎対策を担当する者、産業医等の企業又は団体の健康管理を担当する者、肝炎患者又はその家族その他肝炎の予防及び肝炎患者の支援の推進に意欲を有する者

- (2) 県と長崎県肝疾患診療連携拠点病院が共催で実施する養成研修を受講し、習熟度に関する試験に合格した者
- 2 前項(2)に規定する養成研修の内容は、主に次に掲げるとおりとする。
- (1) 長崎県肝炎医療コーディネーターに期待される役割、心構え
 - (2) 肝疾患の基本的な知識
 - (3) 肝炎患者等に係る支援制度
 - (4) 県の肝炎対策
 - (5) 地域の肝疾患診療連携体制
 - (6) 長崎県肝炎医療コーディネーターの具体的な活動事例
 - (7) その他、長崎県肝炎医療コーディネーターとして必要とされる事項
- 3 長崎県福祉保健部長及び長崎県肝疾患相談支援センター長は、第1項の規定により長崎県肝炎医療コーディネーターの認定を行ったときは、認定証(様式2)を交付し、長崎県肝炎医療コーディネーター名簿(様式3)に登録を行うものとする。
- 4 長崎県肝炎医療コーディネーターの認定の有効期間は、長崎県福祉保健部長及び長崎県肝疾患相談支援センター長の認定を受けた日から3年を経過した年度の3月31日までとする。
- なお、更新を希望する者は、有効期間内に第1項(2)に規定する養成研修を受講し、第1項の要件を満たすことで更新できるものとする。
- 5 長崎県福祉保健部長及び長崎県肝疾患相談支援センター長は、長崎県肝炎医療コーディネーターが次のいずれかに該当すると認めたときは、第1項の規定による認定を取り消し、前項に規定する名簿から登録を抹消する。この場合において、認定を取り消された者は、前項に規定する認定証を返納しなければならない。
- (1) 長崎県肝炎医療コーディネーターとして不適切な行為を行ったとき
 - (2) 疾病その他の理由により、長崎県肝炎医療コーディネーターとして活動することが困難になったとき
 - (3) 本人から長崎県肝炎医療コーディネーター辞退届(様式4)による認定取消の申し出があったとき
- (技能向上及び活動支援)

第6条

- 1 県及び長崎県肝疾患相談支援センターは、適宜、情報提供等を実施し、長崎県肝炎医療コーディネーターの継続的な技能の向上と相互の連携の強化を図り、その活動を支援するものとする。
- 2 県及び長崎県肝疾患相談支援センターは、肝炎医療コーディネーターの活動内容や、配置されている医療機関、行政機関などのリストを、県や拠点病

院のホームページ等を活用し、周知を図るものとする。

(守秘義務)

第7条 長崎県肝炎医療コーディネーターは、正当な理由なく、その活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。第5条第5項の規定により認定を取り消された後も同様とする。なお、法令上の守秘義務が課されていない肝炎医療コーディネーターの役割は、一般的な普及啓発活動等が中心となる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、長崎県肝炎医療コーディネーターについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年9月25日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。